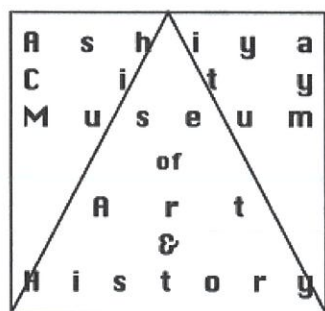


歴史資料展示室・企画展示

解説（釈文・読み下し・大意）

芦屋の古文書から② 井床家文書

（展示期間：令和8年7月14日～9月27日）



芦屋市立美術博物館

Ashiya City Museum of Art & History

〒659-0052 兵庫県芦屋市伊勢町12-25

TEL 0797-38-5432 <http://ashiya-museum.jp/>

【釈文】

一札之事

□ 本年庄屋伊左衛門殿より御願被申上存来

□ 仰付候字北みそ東面貳拾五間西比三拾間

□ □ 拾年賦之間石堀取候約束ニ相對

□ 此度以相對当申の十二月より来ル子十二月迄

□ 御願出之通り甚（其）元勝手次第第二石堀取

候約束ニ致シ則相對上ニ而銀子六百五拾匁

□ 御取申所実正ニ御座候、御上様へ御冥銀之

伊左衛門殿より指上被申候、石年賦之内者

□ □ 何之指構無御座候、若指構儀御座候

□ □ 者罷出申開キ可仕候、為後日一札依テ如件、

売主 芦屋村

明和元^甲年

八郎兵衛（黒印）

十二月

□ 之通相違無御座候ニ付、加判仕候、以上

庄や

伊左衛門（黒印）

同村

文蔵殿

【読み下し】

一札之事

□ 本年庄屋伊左衛門殿より御願申上げられ存来□ 仰付候字北みそ東面貳拾五間西比三拾間□ □ より拾年賦之間石堀取候約束ニ相對□ 此度相對を以て当申の十二月より来ル子十二月迄□ 御願出之通り甚（其）元勝手次第第二石堀取候約束ニ致シ則相對上ニ而銀子六百五拾匁□ 御取申所実正ニ御座候、御上様へ御冥銀之伊左衛門殿より指上申され候、石年賦之内は□ □ 何之指構御座なく候、若し指構儀御座候□ □ 者罷出申開キ仕るべく候、後日のため一札依テ件のごとし、

売主 芦屋村

明和元甲

申年

八郎兵衛（黒印）

十二月

□ 之通相違御座なく候ニ付、加判仕候、以上

庄や

伊左衛門（黒印）

同村

文蔵殿

【大意】

庄屋伊左衛門殿より請願していた北溝で石を採掘する権利を、本年十二月から子年十二月まで文蔵殿に銀子六五〇匁で売り渡す。上様への冥加銀は伊左衛門殿が納める。

【注・解説】

・冥加銀…江戸時代の雑税の一種で、ここでは石の採掘業（石稼（いしかせぎ））にかかる税。

・北みそ…北溝。芦屋市山芦屋町にあった小字名。現在の芦屋市立山手中学校付近。

・銀子六百五拾匁…銀650匁（もんめ）は小判約11両。

・当申の十二月より来ル子十二月迄…明和元年（一七六四年）から明和五年（一七六八年）までの5年間。

芦屋村の六郎兵衛なる人物が同村の文蔵に北溝の石切場の採掘権を売却した証文である。採掘の期間は明和元年（一七六四年）からの5年間で、売買認可の申請は庄屋の伊左衛門が行い、冥加銀も伊左衛門が納めている。文蔵は井床家の先祖と考えられる。北溝とその近隣の赤石場・城山などの一帯は「城山刻印群」と呼ばれ、江戸幕府が建設した大坂城の石垣の石も採掘された場所である。

差上申一札之吏

当村ニ而前々方御運上指上石稼仕候者字杖東・納伏見・角石

都合三ヶ所ニ而反別凡耆町五六反歩程之場所ニ御座候、怔合

宜敷御座候ニ付、御私領之節奉願御運上差上候而

□来明和六丑年御用上地ニ成、辻六郎左衛門様御代官所

□仰付引続相願稼来リ勿論村請之儀ニ御座候共

□稼重ニ仕候もの其節ハ三拾人程御座候所、出し場

段々取尽候ニ付、稼相止メ候者も有之、又、死夫潰人

□ニ相成、当村漸々四人御座候、然共仕当引合候得者、

□人ニ而も稼仕候得共、上石者取尽申候、地面耆式丈も

堀候ハ、定而宜石可有御座候与存候共、芦屋川端ニ而

殊之外石者高山ニ而御座候間、大水之節一旦ニ水押

候場所ニ付、地面堀荒し候而ハ川岸崩欠山崩落

田畑之障り相成、其上手間入石掘出し候而ハ一向仕当

ニ不引合、尤谷奥山上杯ハ相応之石御座候得共、

出し場不宜候故、所替御願可申上候様も無御座候間、

無抛稼相止申度奉存候、当年之年季明之義ニ付、

御運上御免被成被下候様奉願候所、此度場所為御見分

□趣被成、私共御案内仕、送々御見分請候所當時之義

□之ハ石御座候ニ付、御運上引下ケ候而共跡請御願

□申旨被仰聞奉畏候、然共怔合宜石ハ段々取尽

(以下略)

※…非展示部分

【読み下し】

差上申一札之吏

当村ニ而前々より御運上指上石稼仕候は字杖東・納伏見・角石都合三ヶ所ニ而反別凡耆町五六反歩程之場所ニ御座候、怔合宜敷御座候ニ付、御私領之節奉願御運上差上候て□来明和六丑年御用上地ニ成、辻六郎左衛門様御代官所□仰付引続相願稼来リ勿論村請之儀ニ御座候共□稼重ニ仕り候もの其節ハ三拾人程御座候所、出し場段々取尽候ニ付、稼相止メ候者も有之、又、死夫潰人□ニ相成、当村漸々四人御座候、然共仕当引合候得ば、□人ニても稼仕候得共、上石は取尽申候、地面耆式丈も堀候ハ、定而宜石有べく御座候と存じ候共、芦屋川端ニ而殊之外石者高山ニ而御座候間、大水之節一旦ニ水押候場所ニ付、地面堀荒し候てハ川岸崩欠山崩落田畑之障り相成、其上手間入石掘出し候てハ一向仕当ニ引合ず、尤も谷奥山上杯ハ相応之石御座候得共、出し場宜ず候故、所替御願申上べく候様も御座なく候間、抛なく稼相止申度奉存候、当年之年季明之義ニ付、御運上御免成され下され候様願奉り候所、此度場所御見分され□趣成され、私共御案内仕り、送々御見分請候所當時之義□之ハ石御座候ニ付、御運上引下ケ候て成共跡請御願□申旨仰聞かれ畏奉り候、然共怔合宜石ハ段々取尽 (以下略)

【大意】

芦屋村では杖東・納伏見・角石の三か所で石稼をしてきましたが、明和六年に上知になったところには三十人ほどが石稼に従事しておりました。しかし近年は良質な石を取り尽くしてしまい、今はようやく四人が仕事を続けているだけです。地面を掘れば良い

石も採れるでしょうが、芦屋川の上流で採掘すれば洪水の恐れもあり、田畑が流されれば割に合いません。残念ですが石稼はもう止めることにいたしました。く、年季が明けましたら運上金の賦課は停止していただきたく存じます。御上には御見分をしてくださり、運上金は引き下げるので石稼は続けるようにとのご命令ですが、やはり良質な石は掘り尽くしてきておりますので (以下略)

【注・解説】

- ・杖東…芦屋市山手町の旧字名。
- ・納伏見…不明。芦屋市山手町の地名か。
- ・角石…芦屋市山手町、奥山、山芦屋町の旧字名。
- ・明和六年御用上地…藩領から天領になることを上知 (あげち) という。明和六年 (一七六九年) に芦屋村と打出村は尼崎藩領から天領になった。
- ・運上 (うんじょう)…冥加に同じ。石稼に課された雑税。

天明六年 (一七八六年) に石稼運上の廃止を求めた嘆願書で、資料自体は後世の写しである。天明年間には良質な石材が枯渇し、石稼人も減少して、村として一時期石稼からの撤退を考えていたことがわかる。

【釈文】

乍恐口上

一木村因蔵様御代官所撰州兎原郡石屋村石工職

御冥加銀以後定納ニ仕仲間之外他所ニ而稼不仕候

様奉願上候ニ付当 御役所へ御引合ニ御座候処、当村ニ

石切稼御冥加上納仕来り候ニ付、差障有無御尋

被仰付候、当村之儀者先年石切稼仕候もの有之、

山石荒石切出候、尤小細工ハ不仕候、何卒村内者

勿論近來迄も庭作り石垣築等罷出候儀ニ御座候

得者、石屋村々奉願候通右仲間之もの共二限、

私共稼不相成候而者大ニ庄屋困窮百姓共

難取続御座候間、当村之もの江百姓共荒石

切出し石垣積庭造り仕候様、右御冥加銀

御上納仕候儀故、石稼仕来通被為仰付下置

候様仕度奉願上候、此段御聞濟被為成下候ハ、

難有奉存候、以上、

文化六巳年三月十五日

芦屋村庄屋
宗左衛門 印

同村年寄

仁兵衛 印

篠原村庄屋

忠右衛門 印

同村年寄

五条

御役所

但御代官池田仙九郎様御支配之節口上書

奉差上罷上候御事

※ ……非展示部分

【読み下し】

乍恐口上

一木村因蔵様御代官所撰州兎原郡石屋村石工職御冥加銀以後定納ニ仕仲間之外他所ニて稼仕ず候様願上げ奉り候ニ付当 御役所へ御引合ニ御座候処、当村ニ石切稼御冥加上納仕来り候ニ付、差障有無御尋仰付けられ候、当村之儀は先年より石切稼仕り候ものこれ有り、山より荒石切出候、尤小細工ハ仕ず候、何卒村内は勿論近來迄も庭作り石垣築等罷出候儀ニ御座候へば、石屋村より願奉り候通右仲間之もの共二限、私共稼相成ず候ては大ニ庄屋困窮百姓共取続き難く御座候間、当村之ものへ百姓共荒石切出し石垣積庭造り仕り候様、右御冥加銀御上納仕候儀故、石稼仕来通仰付かせられ下し置き候様仕度願上げ奉り候、此段御聞濟成下せられ候ハ、有難く存じ奉り候、以上、

文化六巳年三月十五日 芦屋村庄屋

宗左衛門 印

同村年寄

仁兵衛 印

喜左衛門 印

篠原村庄屋

忠右衛門 印

同村年寄

喜左衛門 印

五条

御役所

但御代官池田仙九郎様御支配之節口上書差上げ奉り罷上候御事

【大意】

撰津国兎原郡石屋村から、石工職の仕事は仲間内に限り、他所での仕事は禁止してほしいという願い出があり、それにつき芦屋村と篠原村に不都合がないか御役所から問い合わせがありました。当村では荒石を切り出すのみで石の細工などは行っていませんが、村内はもちろん近隣でも石垣や庭石の仕事に従事しております。石屋村の言うように仕事は仲間内に限られますと、私たちはたちまち困ってしまいます。石稼のための冥加銀も納めておりますので、これまで通りにしていただきますようお願い申し上げます。

【注・解説】

・石屋村…神戸市東灘区石屋川付近にあった村。古くから御影石の加工業で知られた。

・仲間…江戸時代の同業者組合。

・篠原村…神戸市灘区篠原本町・篠原中町・篠原北

町・篠原南町付近にあった村。御影石の産地の一つ。

・文化六年…一八〇九年。

・五条御役所…五条代官所。大和国宇智郡五条村（奈良県五条市本町）にあった。天領の訴訟などを扱った。

・池田仙九郎…池田但季（一七五一〜一八三四）。享和三年（一八〇三年）から五条代官を務めた。

五条代官所での嘆願のため作成した口上書の控え、あるいは下書きである。芦屋村庄屋の宗左衛門は他の資料では「惣左衛門」と表記されている。

石屋村は、石工が他所で仕事することを禁止するよう訴えたが、芦屋村と篠原村は、それでは石垣や庭石の仕事もできなくなると主張した。

当時六甲山麓の石材は枯渇してきており、それに伴って芦屋村は従来の採石業に加えて、石垣や庭石などの石材加工業にも進出していった。石屋村の訴えはこれに対抗するものである。

◎鉄道御用石賃金御払下控（井床家文書）

【釈文】【読み下し】【大意】略

【解説】

鉄道敷設用石材の納入先と納入日時、代金の記録で、納入先には「新生田川」「芦屋川ステーション」などが見える。新生田川は、明治初期に付け替えられたのちの生田川（神戸市）を指している。

鉄道敷設には敷石や駅の建設に大量の石材が必要であり、明治初期の大阪―神戸間の建設においては、当初は瀬戸内海の小豆島や家島などから石材を調達していた。しかし船での運搬は遅延しがちだったため、地元の井床家が納入を請け負うことになった。井床家の石はほかに吹田―山崎間の工事でも使用されている。

◎新堀川建築用石材記録（井床家文書）

【釈文】【読み下し】【大意】略

【解説】

「拾ニマイル七拾チャイン 新堀川建築用」とあり、「拾」は十、マイルは約1.6キロメートル、「チャイン」はチェーン(chain)のことで、約20メートルである。したがって約20.6キロの距離に使用する石材を記録したものである。

石一個分の寸法も図に記載されており、「三フット六インチ」は3フット6インチで約105センチメートル、「老フット九インチ」は約52.5センチ

チ。厚さは一フット二インチ半（約36センチ）とされている。

「新堀川」は西宮市の武庫川の西側を流れる小川で、江戸時代初期に灌漑用水として開削された。明治六年（一八七三年）にはJR甲子園口駅東側に新堀川橋梁が建設されている。この資料は当時の護岸工事用の石の納入記録と考えられる。

◎荒石切代直段書上（井床家文書）

【釈文】

荒石直段書

一 壹才ヨリ 壹才ニ付

一 三才マテ 金 八錢

一 三才ヨリ 同断

一 六才マテ 金 九錢五厘

一 六才ヨリ 同断

一 九才マテ 金 拾錢五厘

一 九才ヨリ 同断

一 拾式才マテ 金 拾壹錢五錢

一 拾式才ヨリ 同断

一 拾五才マテ 金 拾三錢五厘

一 拾五才ヨリ 同断
拾八才マテ 金 拾五錢
一 拾八才ヨリ 同断

廿一才マテ 金 貳拾壹錢

但揚場所ヨリコルヘルウト迄見込外

右之通直段ニ而被為 仰付候へハ

難有仕合奉存候、尤御用被仰付

候節ハ日限之通無相違急度

御上納可仕候、 以上

明治七年 芦屋村

当八月十四日 井床利平治印

大坂鐵道寮

御役所

※…非展示部分

【読み下し】

荒石直段書

一 壹才ヨリ 壹才二付

三才マテ 金 八錢

一 三才ヨリ 同断

六才マテ 金 九錢五厘

一 六才ヨリ 同断
九才マテ 金 拾錢五厘
一 九才ヨリ 同断

拾貳才マテ 金 拾壹錢五錢

一 拾貳才ヨリ 同断

拾五才マテ 金 拾三錢五厘

一 拾五才ヨリ 同断

拾八才マテ 金 拾五錢

一 拾八才ヨリ 同断

廿一才マテ 金 貳拾壹錢

但揚場所ヨリコルヘルウト迄見込外

右之通直段ニて仰付かせられ候へハ有難き仕合せに存じ奉り候、尤御用仰付けられ候節ハ日限之通相違なく急度御上納仕るべく候、以上

明治七年 芦屋村

当八月十四日 井床利平治印

大坂鐵道寮

御役所

【大意】略

【注・解説】

・才…容積の単位で、1尺(約30・3センチメートル)の立方体。1尺は10寸。

・錢…明治時代の1錢は現在の200円から300円程度。

・大坂鐵道寮…工部省鐵道寮の大坂出張所。畿内の鐵道敷設事務に従事した。

石材1才の値段(直段)の見積もりを記したもので、鐵道寮の依頼を受けて作成したと思われる。石の容積が大きくなるにしたがって1才ごとの値段も高くなっている。

1錢250円で計算すると、3才の石を買った場合、3才×8錢=24錢で約6000円であるが、18才だと18才×21錢=378錢で約94500円となる。容積が大きくなるほど切り出しや運搬に費用がかかるため、割高に見積もっていたと思われる。

◎ 火薬買入証御下附願(井床家文書)

【釈文】

火薬買入証御下附願

一 火薬参百円 導火薬壹輪

右ハ兎原郡精道村内芦屋村字奥
山壱番ノ三官有地四町歩今般拙
者ニ払下之趣聞届ニ相成候地
所ニ於テ築石切取ニ採用仕度候ニ付テ
ハ大阪市東区南本町貳丁目高三喜
兵衛方ニテ買入度候間買入証御下附
被成下度此段遣申願上候也、

【読み下し】

火薬買入証御下附願

一火薬参百円 導火薬壹輪

右ハ兎原郡精道村内芦屋村字奥山壱番ノ三官有地四
町歩今般拙者ニ払下之趣聞届ニ相成候地所ニ於テ築
石切取ニ採用仕度候ニ付テハ大阪市東区南本町貳丁
目高三喜兵衛方ニテ買入度候間買入証御下附成下さ
れ度此段遣申願上候也、

【大意】略

【注・解説】略

- ・奥山…現在の芦屋市奥山。
- ・大阪市東区南本町…現在は大阪市中心部南本町。
- ・高三喜兵衛…大阪の火薬商。軍用銃や猟銃なども
商っていた。

明治二五年（一八九二年）に井床菊蔵から西宮警察
署御影分署長の高橋豊丸に出した申請書で、採石用
の火薬300円分と導火薬の買入証の交付を求めた
ものである。この頃、井床家が旧精道村奥山の官有
地の払い下げを受け、採石場を拡大していったこと
がわかる。

◎引札（井床家文書）

【解説】

引札（ひきふだ）は現代のチラシのことで、「石材
売捌處（うりさばきどころ）」という大文字と店主
の井床菊蔵の名前が入っている。